

# 被災建築物応急危険度判定

## 被災建築物応急危険度判定とは・・・

地震（震度6弱以上）により被災した建物が、その後に発生する余震等による倒壊、ブロック塀の転倒、瓦や看板並びにエアコンの室外機などが落下して、人命に危険を及ぼす恐れがあります。

そのために、発災後速やかに二次災害を防ぎ、安全を確保するために実施するものです。

応急危険度判定員は...

- ・費用を請求することはありません。
- ・建物所有者（住人）の許可なく建物内に立ち入ることはありません。
- ・専門家等の紹介は行いません。（市も同様）

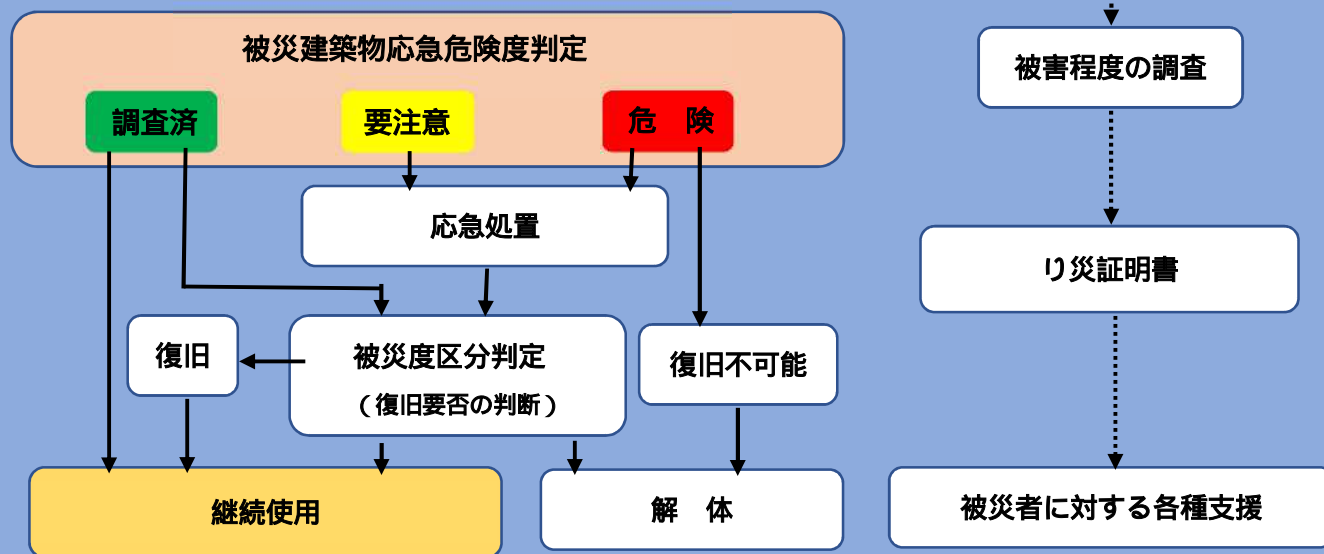
## 応急危険度判定員とは

応急危険度判定員とは、行政職員又は建築技術者からなり、「国立市応急危険度判定士」と明示された腕章及び身分を証明する「東京都ボランティア登録証（種類：被災建築物応急危険度判定）」を携帯しております。

**応急危険度判定  
は市が実施  
【無料】**

## 被災後の建築物の判定の流れ

地震発生



被災度区分判定は建物所有者が自ら専門家（建築構造技術者等）に依頼（発注・契約）し、実施するものです。費用は、建物所有者の自己負担となります。また、市では専門家等の紹介は行いません。

# 被災建築物応急危険度判定の「対象建築物」「判定方法」「判定期間」

## 判定対象建築物

地上 10 階建以下の民間住宅

民間住宅；戸建、共同住宅及び店舗併用住宅

## 判定方法

「外観調査」を中心に行います。建物内部に入って調査することはありません。

## 判定期間

発災後、概ね 10 日以内に完了予定

## 応急危険度判定ステッカー

調査結果は、3 種類の判定ステッカーを建物の見やすい場所に貼り付けます。



この建物に立ち入ることは危険です。  
立ち入る場合は専門家に相談し、応急処置を行った後にしてください。



この建物に立ち入る場合は十分に注意してください。  
応急的に補給する場合は専門家にご相談ください。



この建物の被災程度は小さいと考えられます。  
建物は使用可能です。

**り災証明のための調査ではありません。**

被災建築物応急危険度判定を行う際は、  
市民の皆様のご協力が不可欠です。  
応急危険度判定業務を行う際には、  
ご理解とご協力をお願いいたします。

お問合せ先

国立市 行政管理部 建築営繕課      電話 042-576-2111 (353・354)  
(発災時：国立市被災建築物応急危険度判定実施本部)